

様式 1

事業報告書
(自 令和4年3月1日 至 令和5年2月28日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 長崎病理
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市平野町23番5号
- (3) 設立認可年月日 平成22年2月15日
- (4) 設立登記年月日 平成22年2月22日
- (5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	岸川 正大	長崎病理診断科管理者
理事	岸川 真理子	
同	谷 俊子	
監事	平野 大壽	

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	長崎病理診断科	長崎県長崎市平野町23番5号	一般病床 0床 療養病床 0床 [医療保険 0床] [介護保険 0床]

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年4月8日 令和3年度決算・基金返還の決定

令和5年2月24日 令和5年3月からの役員報酬

令和5年2月24日 令和5年度経営計画決定

様式 3-2

法人名 医療法人長崎病理
 所在地 長崎県長崎市平野町23番5号

※医療法人整理番号

貸借対照表
 (令和 5年 2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	21,915	I 流動負債	2,260
II 固定資産	12,182	II 固定負債	1,100
1 有形固定資産	2,031	負債合計	3,360
2 無形固定資産	564	純資産の部	
3 その他の資産	9,586	科 目	金 額
		I 基 金	2,500
		II 積 立 金	28,237
		(うち代替基金)	(10,000)
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	30,737
資産合計	34,098	負債・純資産合計	34,098

法人名 医療法人長崎病理

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

所在地 長崎県長崎市平野町23番5号

損 益 計 算 書
(自 令和 4年 3月 1日 至 令和 5年 2月28日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	56,423
2 事業費用	48,227
本来業務事業利益	8,196
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	8,196
II 事業外収益	0
III 事業外費用	0
經常利益	8,196
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	8,196
法人税等	1,628
当期純利益	6,567

様式 2

法人名 医療法人長崎病理

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市平野町 2 3 番 5 号

財 産 目 録

(令和 5年 2月28日現在)

1. 資 産 額	34,098 千円
2. 負 債 額	3,360 千円
3. 純 資 産 額	30,737 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	21,915
B 固 定 資 産	12,182
C 資 産 合 計 (A+B)	34,098
D 負 債 合 計	3,360
E 純 資 産 (C-D)	30,737

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 長崎病理
理事長 岸川 正大 殿

私は、医療法人長崎病理の令和4会計年度（令和4年3月1日から令和5年2月28日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 5 年 4 月 5 日

医療法人 長崎病理

監事 平野 大壽

